

オープンデータ等を活用した効果的な路線・ダイヤ構築事業業務 委託仕様書

1. 業務の目的

持続可能な地域公共交通ネットワーク構築を図るため、「山形県地域公共交通情報共有基盤（以下「プラットフォーム」という。）」等のデータを活用した、コミュニティバス等の効果的な路線見直しのモデルを構築するもの。

また、上記の実施・検証を通して、オープンデータ等活用効果的な活用・分析手法を整理し、客観的なデータに基づいて路線等のあり方を検討する仕組みを構築するもの。

2. 業務の内容

(1) オープンデータ等を活用した効果的な路線等見直しモデル事業

令和5年度以降に県立新庄病院や東北農林専門職大学（仮称）の設置等を控えている山形県最上地域において、関係市町村、交通事業者が連携したオープンデータ等の分析・活用による路線やダイヤ（以下「路線等」という。）の見直しを行うに当たって、以下の業務を行うこと。

なお、見直しを行う対象路線は以下のとおりとする。

<対象路線>

山交バス株式会社及び関係市町村が運行する路線で、新庄市内を運行するバス路線、新庄市内に接続するバス路線

<業務>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会分科会（仮）の運営支援

路線の見直し案は、関係市町村や県、交通事業者等で構成する山形県地域公共交通活性化協議会最上地域別部会分科会（仮）（以下、「分科会」という。）で協議を重ねた上で決定するが、分科会での協議を円滑に進めるため、分科会に参画するとともに、以下の①～⑧までの業務を行い、整理・作成した資料を提示し説明すること。

なお、分科会は計4回開催を予定している。

① 現状整理

新庄市を中心とした最上地域の路線データを収集し、現状を整理すること。

必要なデータについては発注者及び本業務関係者からの提供を基本とするが、発注者の求めに応じてデータの収集を行うこと。

② 路線等見直しに必要なデータの提案

一般的に路線等を見直す際に必要と思われるデータやその収集方法について整理し提案すること。

③ 対象路線の利用実績の整理

交通事業者や自治体が保有するICカードデータ等をもとに系統別の運行状況と利用状況を整理すること。

必要なデータについては発注者及び本業務関係者からの提供を基本とするが、発注者の求めに応じてデータの収集を行うこと。

④ 移動需要の整理

対象路線の沿線における新規・既施設立地等による移動需要を把握し、整理すること。

必要なデータについては発注者及び本業務関係者からの提供を基本とするが、発注者の求めに応じてデータの収集を行うこと。

⑤ 利用実績・移動需要の見える化

①及び③、④で整理したバスの利用実績や移動需要を①の路線データと合わせ地図上で可視化すること。

⑥ 有識者の招聘及び分科会における助言の調整

分科会において、データを活用した路線見直しを効果的に実施するため、大学等の有識者を分科会に招聘し助言を得る機会を設けること。

なお、有識者の選定の際は事前に発注者の了解を得ること。

⑦ 路線等見直し案の取りまとめと有識者による検証・分析の調整

各市町村や交通事業者が作成した路線等見直し案を取りまとめること。
 また、その内容を有識者に確認を受け、改めて課題等の助言を受ける機会を設けること。
 また、その助言内容をまとめること。

⑧ 見直し後の路線等取りまとめ

各市町村や交通事業者が作成した路線等見直し案について取りまとめ、整理すること。

[分科会（予定）]

	議事内容	想定作成資料
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業趣旨説明 ・現状路線の把握、共有 ・路線等見直しに必要なデータの洗い出し ・次回分科会までの役割分担整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線等見直しに必要なデータ一覧 <関連業務> ②
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・収集したデータの共有 ・有識者によるデータを活用した路線見直し手法の助言 ・路線等見直し方針 ・次回分科会までの役割分担整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象バス等の路線一覧（地図表示） ・ダイヤ一覧バス利用状況、移動需要の見える化（図面表示） <関連業務> ①、③、④、⑤、⑥
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・路線等見直し案とデータによる検証・分析結果の共有と課題整理 ・路線等見直し案協議 ・路線等見直し案決定方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線等見直し案の取りまとめ結果 ・有識者からの確認結果、課題一覧 <関連業務> ⑦
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・路線等見直し案の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し後の対象バス等の路線一覧（地図表示）、ダイヤ一覧 <関連業務> ⑧

(2) オープンデータ等を活用した効果的な路線等見直し手法の整理

オープンデータ等を活用した効果的な路線等見直しを全県的に実施できるよう、以下の業務を行うこと。

<業務>

オープンデータ等を活用した効果的な路線等見直し指針の作成

(1) のモデル事業を参考に、路線等の見直しをオープンデータ等を活用して実施するプロセスを整理し、全県的に活用できる指針を作成すること。

指針の作成に当たっては、以下の①～⑤の視点を参考にするとともに、適宜(1)のモデル事業の状況を例示として取り上げること。

なお、指針作成の詳細は発注者と協議すること。

- ①路線等見直しに当たってどのようなデータを活用するか。
- ②①のデータを活用することによりどのような課題が見えるか。
- ③どのようにデータを分析するか。
- ④どのようなデータがあればより確度の高い分析が可能になるか。
- ⑤分析結果をもとに、どのように路線、ダイヤを見直すか。 等

3. 成果品

- (1) 業務報告書 1部
- (2) データを活用した路線・ダイヤ等見直し指針 1部
- (3) 本業務で作成した資料、データ等一式 (word、Excel等可能なファイル形式を基本とする)
- (4) 本業務における成果品の所有権や知的財産権は、すべて委託者に帰属するものとする。

4. 履行期限

委託契約締結日から令和5年3月31日まで

5. 秘密保持

本件受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わるすべての者）は、本件業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本件業務中に知り得た事項を第三者に漏洩または開示してはならない。これらのことは本件業務終了後においても同様とする。

6. その他

- (1) 本仕様書の他、具体の調査の進め方等は、委託者と協議の上で決定すること。
- (2) 委託者が経過報告を求めた場合は、遅滞なく応じること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従うこと。また、業務の実施にあたり疑義が生じた場合はその都度協議を行うこと。
- (4) 事業の提案に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の徹底に留意するとともに、感染拡大にも備え、内容の変更を最小限に抑えられるような工夫を加えた提案を行うこと。また、感染拡大の収束状況によっては、委託内容を変更する必要があることに留意すること。